

公用

栃木県下野市石橋4-1-1-3

全部事項証明書

(土地)

表題部 (土地の表示)		調製	平成15年1月14日	不動産番号	0624005001513
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	下都賀郡石橋町大字石橋字宿並西側			余白	
	下野市石橋字宿並西側			平成18年1月10日変更 平成18年2月2日登記	
①地番	②地目	③地積	町反数	原因及びその日付〔登記の日付〕	
4-1-1番3	宅地	⑩	681	00	余白
余白	余白		840	43	③411番3、411番6ないし411番11に分筆 〔昭和45年3月31日〕
余白	余白		542	63	③411番3、12、13に分筆 〔昭和45年10月16日〕
余白	余白	余白			管轄転属により登記 平成15年1月14日
余白	余白		188	85	③錯誤 ③411番3、411番14に分筆 〔令和6年4月22日〕

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和27年5月24日 第1024号	原因: 昭和27年5月1日買収 所有者: 下都賀郡石橋町 順位3番の登記を移記
	余白	余白	管轄転属により登記 平成15年1月14日



これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記載されている事項はない。

令和6年4月26日
宇都宮地方法務局小山出張所 登記官 大澤 秀 範

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。 整理番号 D50129 (1-3/5)



表題部 (土地の表示)		複製	平成15年1月14日	不動産番号	0624005001525
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	下部箕部石橋町大字石橋字宿並西側			余白	
	下野市石橋字宿並西側			平成13年1月10日変更 平成13年2月2日登記	
①地番	②地目	③地積 m ²		原因及びその日付(登記の日付)	
415番3	山林	888		415番2から分筆 [昭和47年2月22日]	
余白	余白	余白		管轄転属により登記 平成15年1月14日	
余白	余白	867		④錯誤 ①415番3、415番4に分筆 [令和6年4月22日]	
余白	宅地	867.93		②①昭和41年5月25日地目変更 [令和7年7月30日]	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利若その他の事項
1	所有権移転	昭和47年2月22日 第1251号	原因 昭和39年4月3日買収 所有者 下部箕部石橋町 順位3番の登記を移記
	余白	余白	管轄転属により登記 平成15年1月14日



これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記載されている事項はない。

令和7年8月12日

宇都宮地方法務局小山出張所

登記官

川田 一夫

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは消滅事項であることを示す。

整理番号 D-7-7576 (1/3)



表題部 (土地の表示)		調製	平成15年1月14日	不動産番号	0624005001528
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在				余白	
下都賀郡石橋町大字石橋字宿並西側				余白	
下野市石橋字宿並西側				平成13年1月10日変更 平成13年2月2日登記	
①地番	②地目	③地積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
416番3	山林	1168		416番2から分筆 〔昭和47年2月22日〕	
余白	余白	余白		管轄転属により登記 平成15年1月14日	
余白	余白	1141		③錯誤 ③416番3、416番5に分筆 〔令和6年4月22日〕	
余白	宅地	1141.16		②③昭和41年5月23日地目変更 〔令和7年7月30日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和47年2月22日 第1250号	原田 昭和39年4月3日買収 所有者 下都賀郡石橋町 順位2位の登記を移す
	余白	余白	管轄転属により登記 平成15年1月14日



これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記載されている事項はない。

令和7年8月12日

宇都宮地方務局小山出張所

登記官

川田 一夫

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D-7-5-26-3(2/3)



表題部 (土地の表示)		調製	平成15年1月14日	不動産番号	0624005001529
地図番号	[余白]	筆界特定	[余白]		
所在	下都賀郡石橋町大字石橋字宿並西側			[余白]	
	下野市石橋字宿並西側			平成18年1月10日変更 平成18年2月2日登記	
①地番	②地目	③地積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
416番4	宅地	121 25		416番2から分筆 〔昭和57年11月24日〕	
[余白]	[余白]	[余白]		管轄転属により登記 平成15年1月14日	
[余白]	[余白]	121 52		③錯誤 〔令和6年4月22日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和57年12月1日 第8302号	原因 昭和57年12月1日売買 所有者 下都賀郡石橋町 順位2番の登記を移記
	[余白]	[余白]	管轄転属により登記 平成15年1月14日



これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記載されている事項はない。

令和6年4月26日
 宇都宮地方法務局小山出張所 登記官 大澤秀範
 * 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職務で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
 * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。 整理番号 D50131--(-2/5) 1/1



表題部 (土地の表示)		調製	平成15年1月14日	不動産番号	0624005001548
地図番号	[余白]	筆界特定	[余白]		
所在	下都賀郡石橋町大字石橋字宿並西側			[余白]	
	下野市石橋字宿並西側			平成18年1月10日変更 平成18年2月2日登記	
①地番	②地目	③地積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
4-19番15	畑	694		[余白]	
[余白]	[余白]	180		③4-19番15、4-19番16に分筆 〔昭和47年2月22日〕	
[余白]	宅地	180.00		②③昭和18年月日不詳地目変更 〔昭和52年6月16日〕	
[余白]	[余白]	[余白]	[余白]	管轄転属により登記 平成15年1月14日	
[余白]	[余白]	184.95		③錯誤 〔令和6年4月22日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和57年12月1日 第8302号	原因 昭和57年12月1日売買 所有者 下都賀郡石橋町 順位3番の登記を移記
[余白]	[余白]	[余白]	管轄転属により登記 平成15年1月14日



これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記載されている事項はない。

令和6年4月26日

宇都宮地方法務局小山出張所

登記官

大澤 秀 範

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D50131 (-1/5)



表題部 (土地の表示)		調製	平成15年1月14日	不動産番号	0624005001549
地図番号	[余白]	筆界特定	[余白]		
所在	下都賀郡石橋町大字石橋字宿並西側			[余白]	
	下野市石橋字宿並西側			平成18年1月10日変更 平成18年2月2日登記	
①地番	②地目	③地積	㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	
419番16	畑	513		419番15から分筆 〔昭和47年2月22日〕	
[余白]	[余白]	[余白]		筆積転属により登記 平成15年1月14日	
[余白]	[余白]	503		①419番16、419番20に分筆 〔令和6年4月22日〕	
[余白]	宅地	503	13	②③昭和41年3月23日地目変更 〔令和7年7月30日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	共有者全員持分全部移転	昭和47年2月28日 第1475号	原因 昭和39年4月3日買収 所有者 下都賀郡石橋町 順位3番の登記を登記
	[余白]	[余白]	筆積転属により登記 平成15年1月14日



これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記載されている事項はない。

令和7年8月12日

宇都宮地方法務局小山出張所

登記官

川田 一夫

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D77576 (373)

